

【卒業認定について】

【卒業認定】

学則

(卒業等)

第13条 学校長は、第5条に規定する当該の修業年限以上に在学し、かつ、別表1に掲げる教育課程の単位を修得した者について、卒業の認定を行う。

2 前項の規定により卒業の認定を受けた者は、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規定（平成6年文部省告示第84号）第2条の規定により、専門士（医療専門課程）と称することができる。

3 学校長は、第1項の規定により、学校を卒業させる者に対して卒業証書を授与する。

4 前項の卒業証書の様式は、別記1号様式とする。